

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（除染装置処理水タンクの撤去）に係る面談
2. 日時：令和5年11月10日（金）16:00～17:30
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
松田室長補佐、森審査班長、山下安全審査専門職
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当1名（テレビ会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（除染装置処理水タンクの撤去）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁は説明を受けた内容について事実関係を確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。

- 除染装置処理水タンクを撤去する理由について、撤去後の当該場所の活用方法を含めて1F全体のリスク低減にどのように資するのか整理して示すこと。
- タンク内部の除染作業について、除染時に発生する廃液の漏えい防止対策を含めた施工方法を示すこと。
- タンクの解体に関して、既認可のフランジ型タンクと同様の工法にて減容としているが、本タンクへの適用性を示した上で、具体的な施工内容を示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 11 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等」に関して、タンク減容時におけるダストの管理として作業中止を判断する設定値を設けているが、その根拠を示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 12 作業員の被ばく線量の管理等への適合性」に関して、除染作業を含めた各作業エリアにおける雰囲気線量及び床面の表面汚染密度を示した上で、作業員の計画被ばく線量及び作業環境に応じて作業員が着用すべき防護装備を示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. 資料

- 「福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項」該当項目整理表（案件：除染装置処理水タンクの撤去について）

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（除染装置処理水タンクの撤去について）

以上